

国立市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 238 号。次条において「政令」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(認定の申請に係る添付書類)

第 3 条 省令第 1 条の 2 に規定する市長が必要と認める書類は、法第 9 1 条のマンション管理適正化推進センターが作成する法第 5 条の 4 第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることを示す書類とする。

(認定申請の取下げ)

第 4 条 法第 5 条の 3 第 1 項（法第 5 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第 5 条の 7 第 1 項の規定による変更に係る認定を受けるための申請（次条においてこれらを「申請」という。）をした者は、市長が当該申請に係る認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届（第 1 号様式）により市長に届け出なければならない。

(不認定通知)

第 5 条 市長は、申請に係る管理計画が法第 5 条の 4 各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該管理計画を認定しないものとし、不認定通知書（第 2 号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第 6 条 法第 5 条の 8 の規定による報告の徴収は、管理の状況に係る報告徴収書（第 3 号様式）により行うものとする。

(改善命令)

第 7 条 法第 5 条の 9 の規定による命令は、改善命令書（第 4 号様式）により行うものとする。

(認定管理計画に基づく管理の取りやめ)

第 8 条 法第 5 条の 10 第 1 項第 2 号の申出をしようとする認定管理者等は、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（第 5 号様式）により市長に申し出なければならない。

(認定の取消しの通知)

第 9 条 法第 5 条の 10 第 2 項の規定による通知は、認定取消通知書（第 6 号様式）により行うものとする。

(委 任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

取下届

国立市長 殿

申請者

住所

氏名

連絡先

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

下記の申請について、下記の理由により取り下げたいので、国立市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4条の規定により届け出ます。

記

1 管理計画の（認定・更新・変更）申請年月日

年 月 日

2 申請に係るマンションの名称

3 申請に係るマンションの所在地

4 取下げの理由

不認定通知書

様

国立市長

下記のとおり申請のあった管理計画について、下記の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしたので、国立市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。

記

- 1 管理計画の（認定・更新・変更）申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
- 3 申請に係るマンションの名称
- 4 申請に係るマンションの所在地
- 5 不認定の理由

（教示）

管理の状況に係る報告徴収書

様

国立市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、下記のとおり、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めます。

なお、この報告がない場合、同法第5条の10の規定により、管理計画の認定を取り消すことがあります。

記

1 マンション管理計画の認定年月日及び認定コード

認定年月日 年 月 日

認定コード

2 認定に係るマンションの名称

3 認定に係るマンションの所在地

4 報告を求める事項（報告内容を確認するための書類を添付してください。）

5 報告の期限

改善命令書

様

国立市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により、下記のとおり改善に必要な措置を命じます。

なお、この命令に違反した場合、同法第5条の10の規定により、管理計画の認定を取り消すことがあります。

記

1 マンション管理計画の認定年月日及び認定コード

認定年月日 年 月 日

認定コード

2 認定に係るマンションの名称

3 認定に係るマンションの所在地

4 措置の内容

5 措置を命ずる理由

6 措置を講ずる期限

(教示)

管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

国立市長 殿

申請者

住所

氏名

連絡先

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

認定を受けた管理計画に基づくマンションの管理を取りやめたいので、国立市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第8条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 マンション管理計画の認定年月日及び認定コード

認定年月日 年 月 日

認定コード

2 認定に係るマンションの名称

3 認定に係るマンションの所在地

4 認定に係るマンションの管理を取りやめる理由

※ この申出について決議した集会の議事録の写しを添付してください。

認定取消通知書

様

国立市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により、管理計画の認定を取り消したので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 マンション管理計画の認定年月日及び認定コード

認定年月日 年 月 日

認定コード

2 認定に係るマンションの名称

3 認定に係るマンションの所在地

4 取り消した理由

(教示)